



24消安第6305号
平成25年3月25日

輸入肥料・農薬取扱業者 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

「メラミンを含む石灰窒素（水和造粒品）の当面の取扱いについて」の廃止
について（通知）

今般、「石灰窒素中のメラミンの暫定許容値の設定について（平成25年3月25日
付け24消安第6116号農林水産省消費・安全局長通知）」が発出されました。

このことに伴い、「メラミンを含む石灰窒素（水和造粒品）の当面の取扱いについて
（平成23年4月15日23消安第524号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
通知）」は廃止することとしましたので、御了知下さい。

なお、「石灰窒素の農薬登録による販売業務開始届について（通達）」（昭和33年
3月18日付け33農経第1528号農林経済局長通知）に関わらず、新たに石灰窒素
（水和造粒品）を輸入する場合は、農薬としての登録が必要となりますので、御了知下
さい。